

# 介護福祉士・保育士養成奨学金貸与規程

社会福祉法人 健翔会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健翔会（以下「法人」という。）の介護福祉士及び保育士の確保、また資質の向上に資するため、将来法人において介護福祉士及び保育士等の業務（以下「介護・保育業務」という。）に従事しようとする者に対し介護福祉士・保育士養成奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 奨学金は、厚生労働大臣が指定する介護福祉士及び保育士を養成する大学、短期大学又は専門学校に在学している者又は入学予定の者（以下「介護福祉士養成学校等」という。）で、法人における介護及び保育業務に従事しようとする意思を有するものに対し、無利息で貸与する。

(貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、月額20,000円とする。

- 2 前項の奨学金以外に、養成学校等に入学する際に入学金を負担した者に対して、入学資金として最大100,000円を無利息で貸与することができる。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、介護福祉士養成学校等の学則等に定める正規の在学期間の範囲内で、奨学生になった日の属する月から介護福祉士養成学校等を卒業する日の属する月までの期間（最長4年間）とする。

(貸与の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人1名を立てて、奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- (1) 養成学校等の発行する在学証明書又は入学許可書
- (2) 養成学校等の発行する成績証明書（第1学年の者は、高等学校の成績証明書）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 健康診断書
- (5) 推薦状（様式第3号）

- 2 前項の連帯保証人は、申請者及び申請者の法定代理人と居住を別にし、独立した生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者とする。

(貸与の決定)

第6条 理事長は、前条の申請書の提出を受けたときは、書類審査及び面接により、奨学金を貸与する者を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、その旨を奨学金貸与決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(貸与の方法)

第7条 奨学金は、予め登録された奨学生の口座に毎月振り込むものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

- 2 第3条第2項の入学資金の貸与については、奨学金の初回貸与時に貸与するものとする。

(貸与の決定の取消等)

第8条 理事長は、奨学金の貸与の決定の通知を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の貸与の決定を取り消し、又は貸与を停止するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続することができなくなったと認められるとき。
- (4) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。
- (8) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 理事長は、奨学生が休学したときは、復学するまで奨学金の貸与を停止するものとする。

- 3 理事長は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を文書により当該奨学生（奨学生が死亡した場合にあっては、連帯保証人）に通知する。

- 4 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届（様式第5号）を理事長に提出するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 奨学生は、養成学校等を卒業したとき、奨学金の貸与の決定を取り消されたとき、又は奨学金の貸与を辞退したときは、直ちに、奨学金借用証書（様式第6号）を理事長に提出するものとする。

- 2 連帯保証人は、奨学生が在学中に死亡したときは、直ちに、奨学金借用証書を理事長に提出するものとする。

(返還)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、理事長が指定する日までに、貸与を受けた奨学金の全額又は貸与を受けた奨学金から第12条に規定する返還の免除を受けた額を減じた額を、一括払で返還しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、その事由

が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）内に、月賦又は半年賦の均等払で返還することができる。

- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 卒業までに介護福祉士及び保育士の免許を取得しなかったとき。
- (3) 卒業後、直ちに法人の介護及び保育業務に従事しなかったとき。
- (4) 法人が貸与した期間に相当する期間を継続して従事しなかったとき。
- (5) 法人の業務外の事由により死亡したとき。

2 奨学金の返還をしなければならない者（以下「返還義務者」という。）は、前項各号に該当する事由が生じた日から 15 日以内に、奨学金返還計画書（様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第 1 項ただし書の規定により、月賦又は半年賦の均等払で返還することを認めたときは、その旨を文書により当該返還義務者に通知する。

（返還の猶予）

第 11 条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、その事由又は状況が継続している期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 第 12 条に規定する奨学金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難な状況にあると認められるとき。

2 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（様式第 8 号）に申請事由を証する書類を添えて理事長に提出するものとする。

3 理事長は、奨学金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を文書により前項の申請者に通知する。

（返還の免除）

第 12 条 理事長は、次に掲げる場合、貸与した奨学金の返還を免除する。

- (1) 奨学生が、養成学校等を卒業後、法人の常勤職員として採用され、引き続き貸与した期間に相当する期間、法人の介護及び保育業務に従事した場合  
尚、介護及び保育業務に従事した期間が貸与相当期間に達しない場合には、介護及び保育業務に従事した期間 1 年につき 1 年間分の奨学金の返還を免除するものとする。（1 年未満の期間は返還を免除する期間には該当しない）
- (2) 奨学生が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため法人の介護及び保育業務を継続することができなくなった場合

2 理事長は、次に掲げる場合、貸与した奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生が、死亡又は心身の著しい障害により、奨学金を返還することができなくなった場合

(2) 前号に定めるもののほか、理事長が特別の事由があると認める場合

3 前2項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式第9号)にその事実を証する書類を添えて理事長に提出するものとする。

4 理事長は、奨学金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を文書により前項の申請者に通知する。

(遅延利息)

第13条 返還義務者が正当な理由なく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(届出)

第14条 奨学生は、夏季休暇と春季休暇に来園し理事長に学業報告をおこない、毎学年末に学業成績書を提出しなければならない。

(異動の届出)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、その旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。
- (3) 休学し、復学し、又は退学したとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 卒業したとき。
- (6) 介護福祉士及び保育士の免許を取得したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。

2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかに、その旨を理事長に届け出なければならない。

(事務の所管)

第16条 奨学金に関する事務は、法人本部において行う。

(その他)

第17条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成29年度の貸与から適用する。  
この規程は、令和元年12月1日から一部改正施行し、令和元年度の貸与から適用する。

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

申請者 氏名 印

(法定代理人 氏名 印

### 奨学金貸与申請書

介護福祉士・保育士養成奨学金の貸与を受けたいので、次の通り申請いたします。

申請者	ふりがな		生年月日	西暦	年	日生
	氏名	印		月	日	
	住所	TEL :        -        -				
学校	学校名					
	住所					
	学科名		修学年 限	年制		
	入学年月日	西暦	年	月	日生	
奨学金	希望期間	西暦 年 月 ~ 西暦 年 月 (計 ケ月)				
	就学金	月額 20,000 円 × 月 = 円				
	入学資金	円	合計	円		
連帯保証人	氏名	印	申請者 との続 柄			
	住所	TEL :        -        -				
	勤務先	TEL :        -        -				

年 月 日

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

**誓 約 書**

介護福祉士・保育士養成奨学金の貸与を受けることとなった時は、社会福祉法人健翔会介護福祉士・保育士養成奨学金規程を遵守し、届出その他の義務についても誠実にこれを履行すると共に、同規程に定める必要勤務期間、貴法人の施設において介護福祉士及び保育士等の業務に従事することを誓約します。

申請者

住所

氏名

印

法定代理人

住所

氏名

印

上記の者が奨学金の貸与を受けた際は、本人と連帯して奨学金返済の責を負い、かつ、社会福祉法人健翔会介護福祉士・保育士奨学金規程を遵守すると共に、届出その他の義務についても、誠実にこれを履行することを誓約します。

連帯保証人

住所

氏名

印

(注1) 申請者が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印してください。

(注2) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

## 推 薦 書

推薦者  
住所

氏名 印

下記の者は、貴法人の介護福祉士・保育士養成奨学金の奨学生として適当だと認められるので、ここに推薦いたします。

奨学生志願者	ふりがな		生年月日	西暦	年	月	日生
	氏名			(満)	歳)		
	学部・科		学年				
	入学日	令和 年 月 日	卒業予定日	令和 年 月 日			
志願者の評価・所見	学習的能力						
	専門的能力						
	人物評価						
推薦理由							
評価・所見記入担当者	氏名					印	

年 月 日

様

社会福祉法人 健翔会  
理事長 門司 誠一 印**奨学金貸与決定通知書**

令和 年 月 日付で申請のあった、介護福祉士・保育士養成奨学金について、下記の通り貸与することに決定いたしましたので通知いたします。

## 1. 奨学金貸与期間

令和 年 月から  
令和 年 月までの計 ヶ月

## 2. 貸与金額

入学資金 円  
就学金 円 (月額)  
貸与見込みの総額 円



社会福祉法人健翔会 理事長 殿

## 奨学金借用証書

印紙  
貼付

借用金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 奨学金貸与期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私は、介護福祉士・保育士養成奨学金として上記金額を借用しました。については社会福祉法人健翔会介護福祉士・保育士養成奨学金規程を遵守すると共に、奨学金償還計画書のとおり、滞りなく返還します。万一正当の理由がなく返還が著しく遅延したときは、延滞利息徴収の処置をとられても異議ありません。

連帯保証人は、上記の奨学金借用により生ずる借主の債務について連帯保証し、借主が債務の履行をしないときは、借主と連帯して履行の責を負うものとします。

奨学生	氏名				印
	住所	TEL :            -            -			
法定代理人	氏名	印	申請者 との続 柄		
	住所	TEL :            -            -			

連帯保証人	氏名	印	申請者 との続 柄		
	住所	TEL :            -            -			
	勤務先	TEL :            -            -			

(注1) 奨学生が未成年の場合は、法定代理人も署名し、押印してください。

(注2) 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録しているものを使用してください。

年 月 日

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

## 奨学金返還計画書

奨学生

住所

氏名

印

借り受けた介護福祉士・保育士養成奨学金については、下記のとおり返還いたします。

借用金額	・就学金： 20,000 円 × 月 = 円 ・入学資金： 円 合計 円		
返還方法	1 一括払い（原則）	返済期限	年 月 日
	2 月賦の均等払いを希望	毎回の返済金額	円
		返済期限	年 月 日
		毎回の支払日	毎月 日
		初回支払日	年 月 日
		最終支払日	年 月 日
	3 半年賦の均等払いを希望	毎回の返済金額	円
		返済期限	年 月 日
		毎回の支払日	月 日 / 月 日
		初回支払日	年 月 日
最終支払日		年 月 日	

※月賦又は半年賦による分割払いを必要とする理由（具体的に）

---



---



---



---



---



---



---

年 月 日

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

**奨学金返還猶予申請書**

奨学生

住所

氏名

印

介護福祉士・保育士養成奨学金について、返還の猶予を受けたいので次の通り申請いたします。

借用金額	・就学金： 20,000 円 × 月 = 円 ・入学資金： 円 円	合計
既に返還した額		円
未返還額		円
猶予希望期間	西暦 年 月 日から 年 月 日まで	

※返還の猶予を必要とする理由（具体的に）

---



---



---



---



---



---



---



---

社会福祉法人健翔会 理事長 殿

**奨学金返還免除申請書**

申請者

住所

氏名

印

介護福祉士・保育士養成奨学金について、返還の免除を受けたいので次の通り申請いたします。

借用金額	・就学金： 20,000 円 × 月 = 円 ・入学資金： 円 合計 円
既に返還した額	円
未返還額	円
希望免除額	円

※返還の免除を必要とする理由（具体的に）

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---